

調査官との面談希望の上申書

最高裁判所第三小法廷 御中

2007年3月9日

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号有楽町電気ビルヂング北館5階512区

武藤総合法律事務所

TEL 03(6268) 5880 FAX 03(6268) 5881

申立人代理人弁護士 柳 原 敏 夫

事件の表示

平成19年(受)第370号

申立人 三 谷 鞠 彦

相手方 日本ビーンズ株式会社

上申の内容

上記事件につき、本日、補充書を最高裁判所に提出しましたが、下記の理由から調査官との面談を希望しております。

もともと本裁判のような絵画の創作性を真正面から議論した事件はこれまでなかったため、正しい判断を下すために、議論の整理、分析、論証の仕方など多岐にわたる論点について、今までなかったような新しい議論を展開してきましたが、しかし、遺憾ながら、一、二審の裁判所には、(法的な判断をめぐる議論は別にして)美的判断をめぐる議論——美的判断におけるコモン・センスというもの——は殆ど理解してもらえませんでした。今回、それらの反省を踏まえ、美的判断をめぐる議論について申立人の言わんとするところを何とか理解してもらえるように一種の実験(芸術実験)を心がけました。しかし、やはり書面による実験ではどうしても伝わり切れない部分が残ります。そこで、美的判断をめぐる議論について申立人の芸術実験のエッセンスを、是口頭で説明する機会を設けていただきたいというのが面談の理由です。

また、たとえば、本裁判で申立人は、光琳、大観、ゴッホの模写も取り上げて議論していますが、しかし、厳密にはそれらの模写と本件の故三谷一馬の模写とは明らかに異質なものです。というのは、前者が本来の模写というべき「真正模写」だとすれば、故三谷一馬の模写は実は模写の名を語った独自の絵、いわばエセ模写、或いは「不真正模写」とも言うべきものだからです。然るに、原審裁判所は、この区別を弁えず、いっしょくたに理解して結論を出してしまいました。しかし、少しでも絵に通じている人からすればそれは驚くべき無鉄砲な判断でしょう。そうしたなかなか伝えにくい申立人主張のエッセンスもまた、口頭でズカッと補足する機会を与えていただけたら幸いです。

以 上